

全議員説明会
予算決算常任委員会について



平成23年（2011年）5月9日

市議会事務局

予算決算常任委員会の設置について

平成23年5月から予算決算常任委員会を設置し、予算決算議案及び関連議案の審査を行う。今後、決算特別委員会は設置しない。

1. 設置の経緯

議長の諮問機関である「第3次議会制度検討会」において、平成20年10月から検討を開始、先進市視察を含め、延べ18回検討を行った。

- ・平成22年6月 予算決算常任委員会設置に関する答申
- ・平成23年2月 同委員会の運用に関する答申
- ・平成23年3月 予算決算常任委員会運営要綱制定

2. 設置の目的

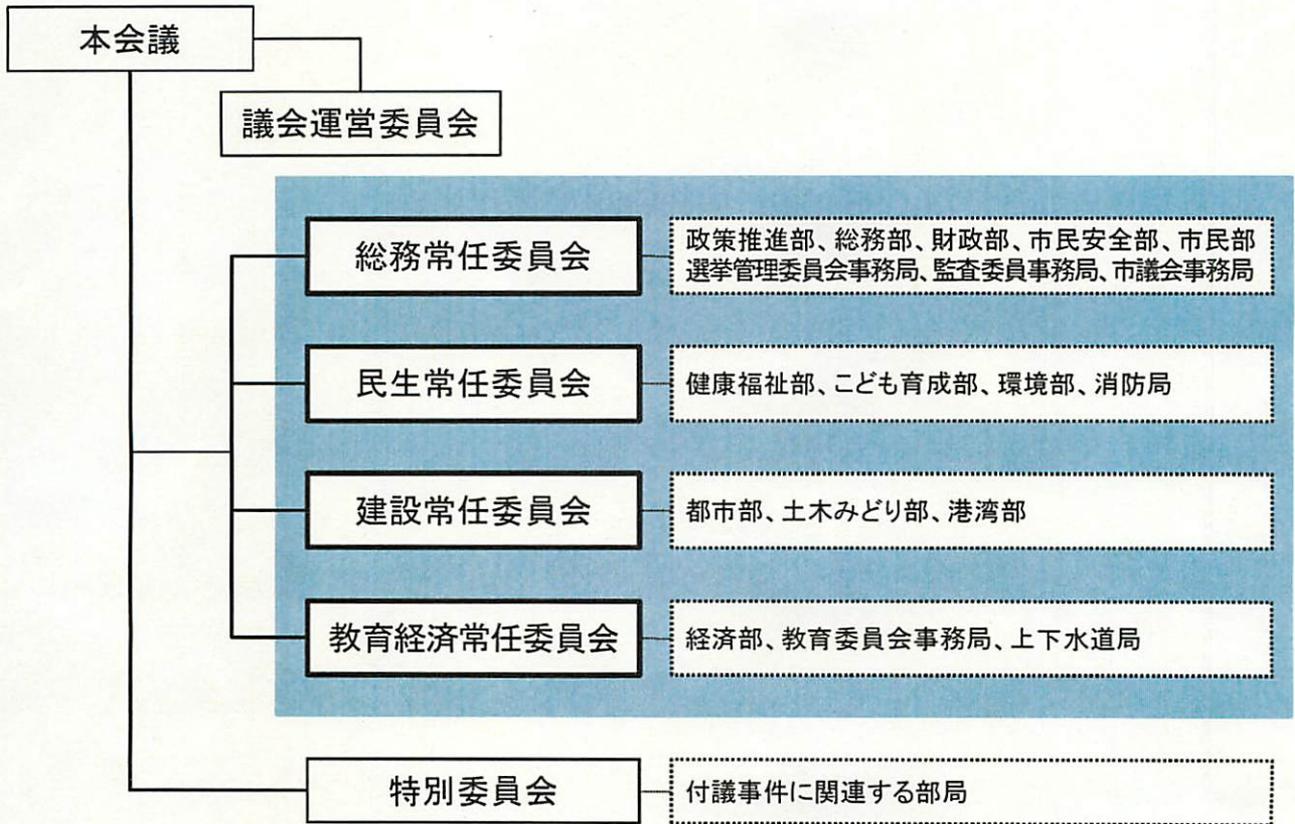
- (1) 従来の分割付託による審査方法は、各委員会での表決結果が異なる可能性がある等の矛盾が生じるため、これを解消する。
- (2) 予算審査と決算審査を同一議員が行うことにより、総合的・一体的な審査が可能となる。

3. 委員会の構成

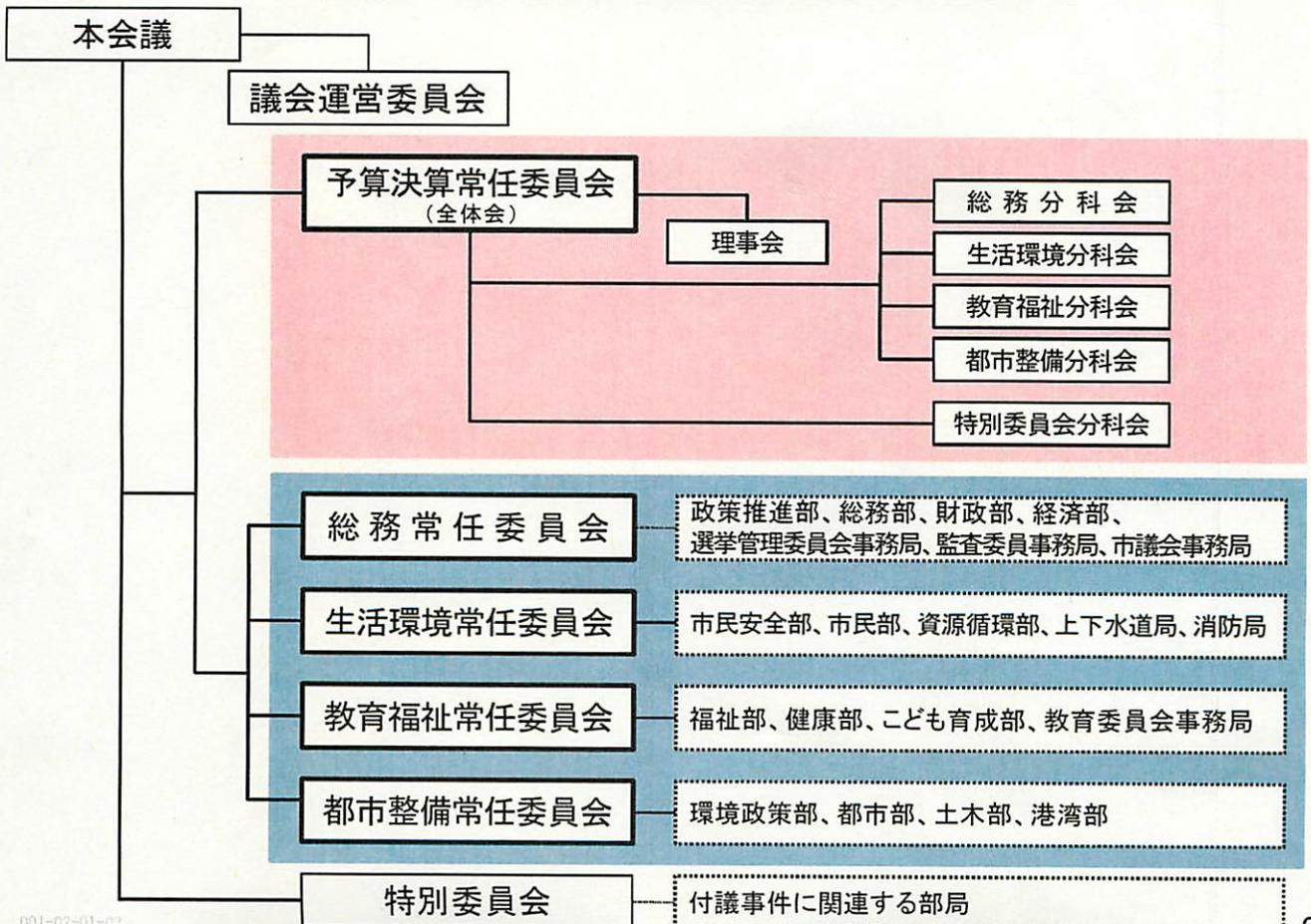
- (1) 予算決算常任委員会（全体会）は、議長を除く全議員で構成し、議場で開催する。
- (2) 予算決算常任委員会の下部組織として、部門別常任委員会及び特別委員会に対応した分科会を設置し、予算決算議案等の詳細審査を行う（基本的に、従来の4常任委員会の審査方法と同じ）。
- (3) 予算決算常任委員会の運営に関する事項等を協議するため、理事会を設置する（執行部の出席は求めない）。

※横須賀市基本計画にあるまちづくり政策の目標に合わせた委員会部局構成とし、併せて委員会名称を変更する。

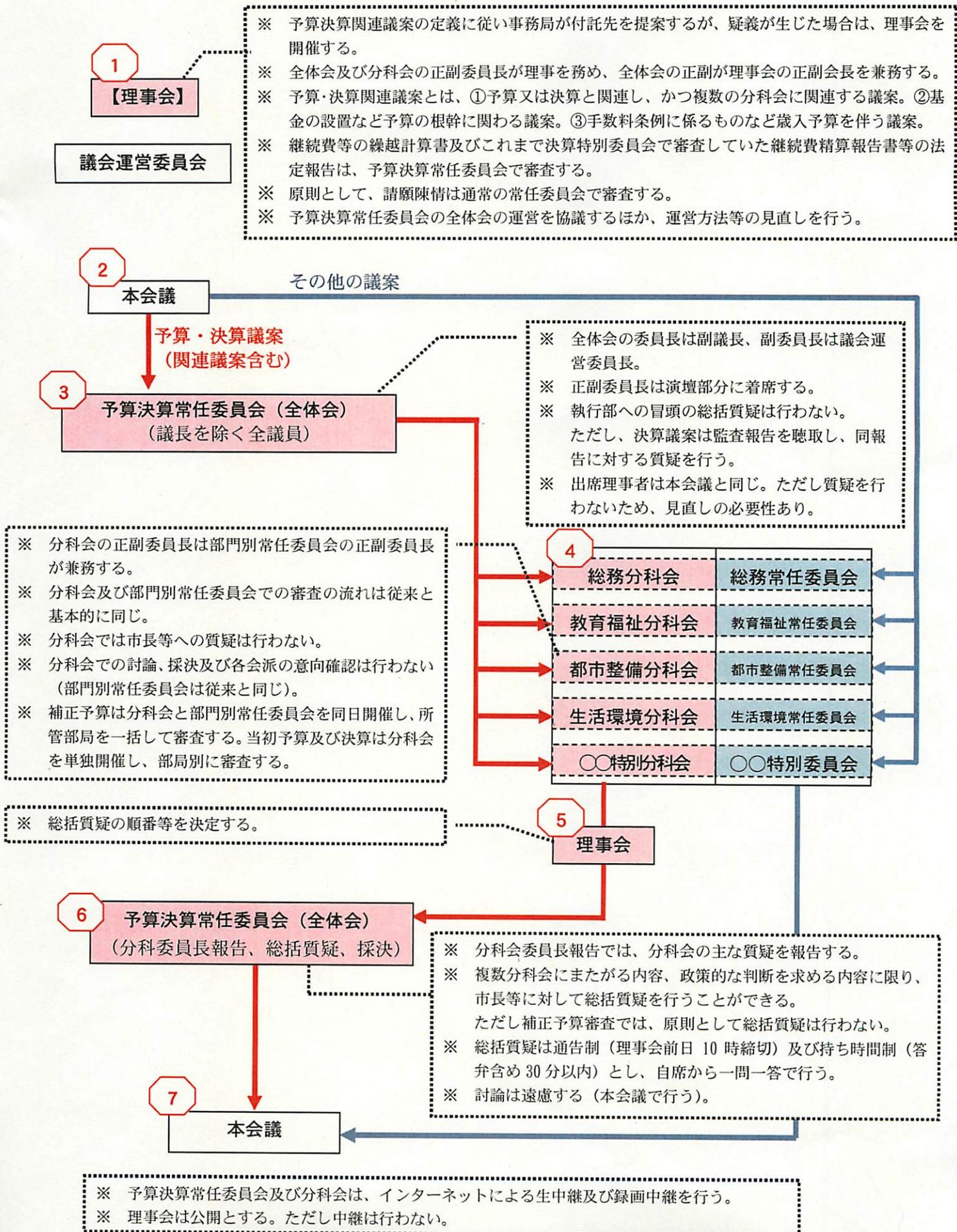
【旧】横須賀市議会会議構成(平成23年第1回定例会まで)



【新】横須賀市議会会議構成(平成23年5月から)



予算決算常任委員会の審査の流れについて



● ● 常任委員会議事次第

平成〇〇年（〇〇年）△月□日

1 次の議案を一括して議題とする。

議案第3号 平成21年度横須賀市一般会計補正予算（第6号）中付託部分

議案第5号 平成21年度横須賀市特別会計公園墓地事業費補正予算（第2号）

議案第16号 市道路線の認定について

議案第17号 土地の確認について

議案第18号 町の区域の変更について

議案第21号 手数料条例中改正について中付託部分

2 次の報告を聴取し、質問を行う。

報告第2号 損害賠償専決処分について (〇〇部)

●●常任委員会／予算決算常任委員会●●分科会 議事次第

平成〇〇年（〇〇年）△月□日

I 予算決算常任委員会●●分科会

分科会では質疑までとし、採決は
行いません。

1 次の議案を一括して議題とする。

議案第3号 平成21年度横須賀市一般会計補正予算（第6号）中送付部分

議案第5号 平成21年度横須賀市特別会計公園墓地事業費補正予算（第2号）

議案第21号 手数料条例中改正について中送付部分

II ●●常任委員会

これまでの審査方法と変更はありません。

1 次の議案を一括して議題とする。

議案第16号 市道路線の認定について

議案第17号 土地の確認について

議案第18号 町の区域の変更について

2 次の報告を聴取し、質問を行う。

報告第2号 損害賠償専決処分について （〇〇部）

横須賀市議会予算決算常任委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号。以下「条例」という。）及び横須賀市議会委員会規則（平成14年12月20日制定。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、予算決算常任委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置等)

第2条 予算決算常任委員会に次の各号の分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる部局に関連する事項を担当させるものとする。
また、特別委員会が設置された場合は、当該特別委員会に対応する分科会を置くことができ、同特別委員会が所管する事項を担当させることができる。

- | | | |
|-----|---------|------------------|
| (1) | 総務分科会 | 総務常任委員会が所管する部局 |
| (2) | 生活環境分科会 | 生活環境常任委員会が所管する部局 |
| (3) | 教育福祉分科会 | 教育福祉常任委員会が所管する部局 |
| (4) | 都市整備分科会 | 都市整備常任委員会が所管する部局 |

2 予算決算常任委員会の委員は、当該委員が所属する横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）第7条第2項第1号から第4号までに規定する常任委員会（以下「部門別常任委員会」という。）及び特別委員会に対応する分科会が設置された場合は、当該特別委員会に対応する分科会に、それぞれ所属するものとする。

3 分科会に分科会委員長及び分科会副委員長を置き、それぞれ当該分科会に対応する部門別常任委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

4 分科会は、分科会委員長が招集する。

5 分科会委員長は、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。

6 分科会委員長は、予算決算常任委員会において分科会の主な質疑及び意見を報告する。

7 分科会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8 分科会は、予算決算常任委員会が付託を受けた議案のうち、その

担当に属する部分を分担して審査又は調査する。

- 9 分科会の開催日が対応する部門別常任委員会の開催日と同日となる場合は、分科会の審査を部門別常任委員会の審査と区別して行うものとする。
- 10 分科会においては、市長等への質疑は行わない。また、各会派等の議案等賛否の確認、討論及び採決は行わない。
- 11 分科会の会議は公開する。ただし、分科会の決定により秘密会を開くことができる。
- 12 その他、分科会の運営については、規則第3条（欠席、遅刻又は早退の届出）、第4条（委員会の開閉）、第5条（委員長の職務代行）、第8条（定足数に関する措置）、第9条（議題の宣告）、第10条（一括議題）、第11条（出席説明の要求）、第12条（資料要求）、第22条（発言の許可）、第23条（委員の発言）、第26条（発言内容の制限）、第27条（発言時間の制限）、第30条（発言の取消し及び訂正）、第37条（指定者以外の者の退場）、第38条（秘密会の記録）及び第39条（携帯品等）の規定を準用する。

（理事会の設置等）

第3条 予算決算常任委員会の運営に関する事項等を協議するため、予算決算常任委員会理事会（以下「理事会」という。）を置く。理事会は、特別委員会に対応する分科会を除く各分科会及び予算決算常任委員会の正副委員長で構成する。

- 2 理事会に会長及び副会長を置き、それぞれ予算決算常任委員会の正副委員長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、理事会の会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は会長及び副会長の職務を行う者がいないときは、年長の理事が会長の職務を行う。
- 6 理事会は、次に掲げる事項について協議又は調整を行う。
 - (1) 審査又は調査の日等の日程に関する事項
 - (2) 総括質疑等の実施の有無及び質疑者の順番に関する事項
 - (3) 付託議案の取扱い等に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、予算決算常任委員会及び分科会の

運営に関し必要な事項

- 7 理事会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 理事に事故があるときは、会長の許可を得て代理者を出席させることができる。

(関連議案等の範囲)

第4条 予算決算常任委員会に付託される議案の範囲は次に掲げる議案とする。

- (1) 予算または決算と関連し、かつ複数の分科会に関連するもの
- (2) 基金の設置など予算の根幹に関わるもの
- (3) 手数料条例に係るものなど歳入予算を伴うもの

2 予算決算常任委員会への報告は、前項各号に定める議案に関連する報告のほか、継続費等の繰越計算書及び継続費精算報告書等を対象とする。

3 予算決算常任委員会では、原則として請願及び陳情の審査は行わない。

(審査及び調査)

第5条 付託議案等の審査の方法は、別表に規定する方法とする。

2 理事会は、付託議案の内容に応じて、別表に規定する審査の方法の変更又はその一部若しくは全部の省略について決定することができる。

3 所管事項の調査の方法については、その案件の内容に応じて、理事会が決定するものとする。

(冒頭の総括質疑)

第6条 予算決算常任委員会付託前に、予算議案を含む提出議案に対する代表質問・個人質問等を実施しているため、議案の委員会付託を行う本会議の終了後に開催する予算決算常任委員会では、執行部に対する冒頭の総括質疑は行わない。ただし、決算議案の審査を行う予算決算常任委員会においては、監査報告等に対する質疑を行うことができる。

(締めくくりの総括質疑)

第7条 締めくくりの総括質疑は、分科会委員長報告がすべて終了した後に行うものとする。

- 2 締めくくりの総括質疑は、複数の分科会に関連する内容あるいは政策的判断を求める内容に限り、行うことができる。なお、原則として補正予算審査においては、総括質疑は行わない。
- 3 締めくくりの総括質疑をしようとする委員は、予算決算常任委員長に発言の件名及び要旨をあらかじめ通告しなければならない。締めくくりの総括質疑の通告期限は、総括質疑を行う予算決算常任委員会の直前に開催される理事会の前日の午前 10 時までとする。
- 4 締めくくりの総括質疑の持ち時間は、一人当たり答弁を含め 30 分までとし、自席から一問一答方式で行う。
- 5 締めくくりの総括質疑の順序は、理事会においてくじにより決定する。

(討論及び表決)

第 8 条 予算決算常任委員会と本会議を同日開催する場合は、討論は本会議で行うこととし、予算決算常任委員会での討論を遠慮する。

- 2 予算決算常任委員長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする委員を起立させ、起立の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、予算決算常任委員長は、必要があると認めるときは、予算決算常任委員長が定める方法によることができる。

(出席説明員の範囲)

第 9 条 予算決算常任委員会の出席説明員の範囲は本会議と同一とし、規則第 11 条の規定に従い、出席を求めるものとする。ただし、理事会で別に出席説明員の範囲を定めた場合にはこの限りでない。

(開会場所)

第 10 条 予算決算常任委員会は、本会議場で開会するものとする。

- 2 分科会は、委員会室で開会するものとする。
- 3 理事会は、会議室で開会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、委員会室で開催することができる。

(会議の記録)

第 11 条 理事会の会長及び分科会委員長は、議会事務局の職員に、次の事項を記載した会議の記録を作成させ、これに署名し、又は押印しなければならない。

- (1) 開会及び散会の年月日時
- (2) 出席委員等及び欠席委員等の氏名

- (3) 説明のために出席した者の職氏名
 - (4) 会議に付した事件
 - (5) 議事の経過
 - (6) 会議の概要等必要な事項を記載した記録
 - (7) その他理事会の会長及び分科会委員長又は理事会及び分科会において必要とする事項
- (会議の記録の保存年限)

第 12 条 会議の記録の保存年限は、永年とする。

(会議の記録の配付と公開)

第 13 条 前条の会議の記録は、議員及び関係者等に配付するなど、広く一般に公開する。

(インターネット中継)

第 14 条 各分科会はインターネット中継を行う。ただし、理事会及び質疑を伴わない分科会はこの限りでない。

(傍聴)

第 15 条 理事会の傍聴人の定員は、10 人とする。

2 傍聴に関し必要な事項及び分科会の傍聴については、部門別常任委員会の傍聴と同様とする。

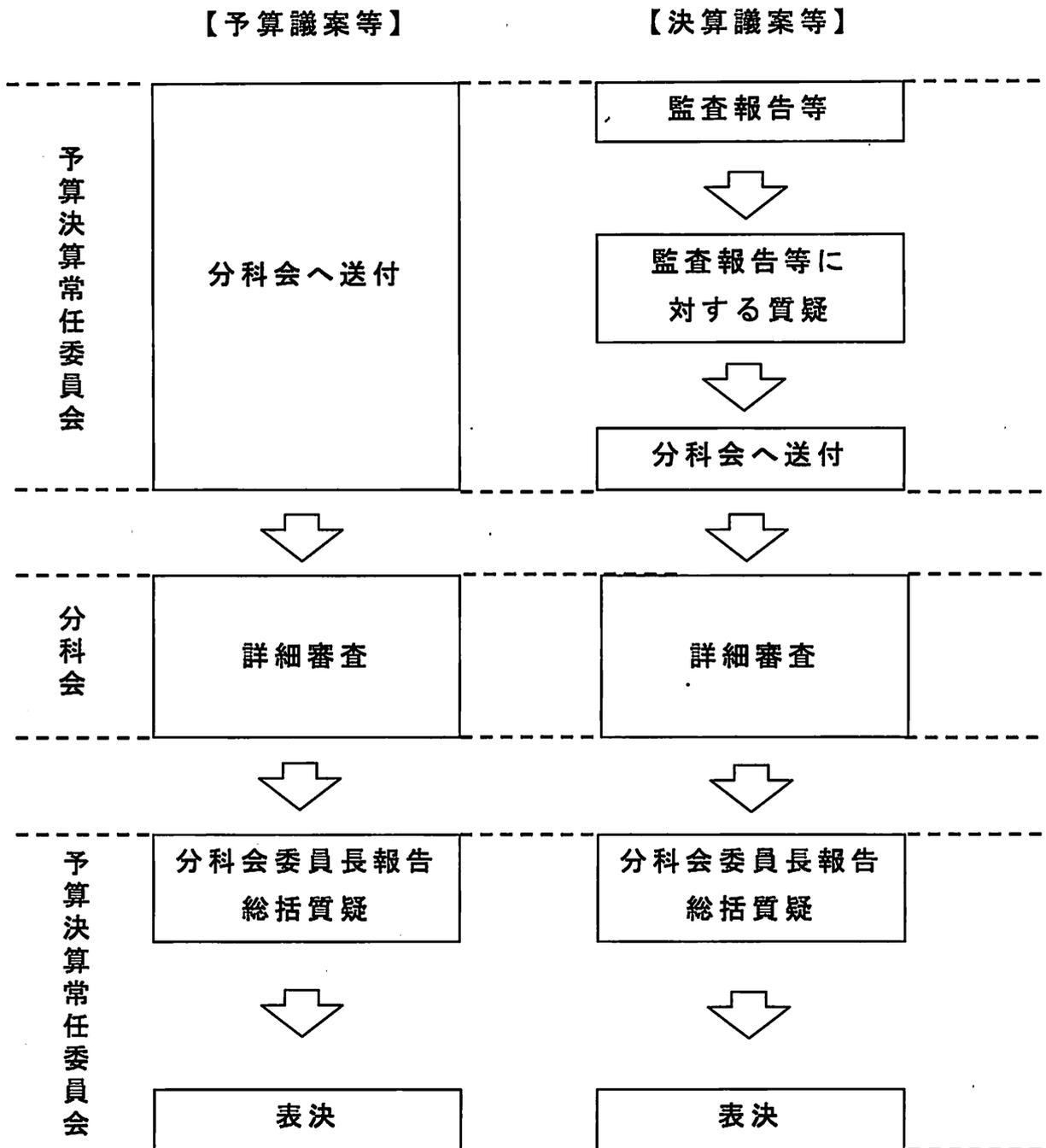
(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、予算決算常任委員会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 2 日から施行する。

予算決算常任委員会審査経過表



予算決算常任委員会（全体会）
委員長シナリオのイメージ

平成 23 年〇月〇日

ただいまから、予算決算常任委員会、全体会を開会します。

それでは、本委員会に付託された、議案第 3 号から第 22 号までの以上 20 件を一括して議題とします。

なお、予算決算常任委員会運営要綱第 5 条の規定により、関係理事者からの説明及び冒頭の総括質疑は行わず、議案第 3 号から第 22 号までの以上 20 件は、それぞれ担当する各分科会に送付し、詳細審査を行うこととします。

以上で、本日の日程は終了しました。

これにて、延会したいと思います、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議ありませんので、本日は以上で延会することに決定しました。

次回は、〇日、午後〇時から会議を開きます。

本日は、これで延会します。

* 質疑は行わない。

参考

予算決算常任委員会（●●分科会）及び
●●常任委員会の委員長シナリオのイメージ

平成23年〇月×日

ただいまから予算決算常任委員会●●分科会
を開会します。

はじめに、本分科会に送付された、議案第3
号中送付部分、第5号及び第21号中送付部分の
以上3件を一括して議題とします。

関係理事者から、案の説明を聴取します。

（説 明）

これより 質疑に入ります。

ご質疑のあります委員は、ご発言をどうぞ。

（質 疑）

（他に）ご質疑はありませんか。

（な し）

ないようですので、以上で質疑を終結します。

なお、表決は、分科会では行わず、全体会で
行うこととなりますので、本日の●●分科会は
これで終了となります。

なお、15分の休憩の後、引き続き●●常任委
員会を開催します。

それでは、●●分科会を終了します。

（休 憩）

ただいまから●●常任委員会を開会します。

本常任委員会に付託された、議案第16号から
第18号までの以上3件を一括して議題としま
す。

関係理事者から、案の説明を聴取します。

（説 明）

予算決算常任委員会（全体会）
委員長シナリオのイメージ

平成 23 年〇月△日

ただいまから、予算決算常任委員会を開会します。

前回に引き続き、付託議案 20 件を一括して
議題とします。

分科会委員長の報告を求めます。

生活環境分科会委員長 議員

都市整備分科会委員長 議員

教育福祉分科会委員長 議員

総務分科会委員長 議員

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑のあります委員は、ご発言をどうぞ。

（質 疑）

他にご発言はありませんか。

ないようですので、分科会委員長の報告に対する
質疑を終了します。

続いて、総括質疑に入ります。通告に基づき総括
質疑を行うこととします。

なお、総括質疑においては、複数の分科会にまた
がる質疑及び市長等に政策判断を求める質疑のみ
を行うこととしますので、よろしく願います。

また、既にご案内のとおり、要綱に基づき、質問は、答弁を含め 30 分までとなっておりますので、ご承知おきください。

はじめに 委員、ご発言をどうぞ。

(委員 発言)

次に、 委員、ご発言をどうぞ。

(委員 発言)

次に、 委員、ご発言をどうぞ。

(委員 発言)

次に、 委員、ご発言をどうぞ。

(委員 発言)

以上で、総括質疑を終結します。

(区分採決の場合)

議事の整理上、採決は区分して行います。

まず、

議案 第	号	中付託部分	} (の以上___件)
第	号		
第	号		
第	号		

(一括して) 採決します。

以上 (本) _____件は、 原案どおり

可決することに、ご賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者 起立)

総員・多数 起立であります。

よって、以上（本） _____ 件は、原案どおり
可決すべきものと決定しました。

次に、

議案 第	号	} (の以上 _____ 件)
第	号	
第	号	
第	号	
第	号	

(一括して) 採決します。

以上（本） _____ 件は、 原案どおり
可決することに、ご賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者 起立)

総員・多数 起立であります。

よって、以上（本） _____ 件は、原案どおり
可決すべきものと決定しました。

本日の議事はすべて終了しました。

これにて、散会したいと思います。ご異議ありま
せんか。

(異議なし)

ご異議ないので、以上で散会します。